

# 学校の危機管理

～ 東日本大震災から学ぶ 次への備え ～



岩沼市教育委員会

## 2 緊急対応

平成23年3月11日午後2時46分。これまでに経験したことのない非常に強い揺れに襲われた。ただただ驚き、恐怖を感じ、とっさに校舎から外へ飛び出すしかなかった。当日は、1、2年生の生徒が卒業式の準備をしていた。3年生はすでに下校。それぞれが自宅に着くか着かないか微妙な時間であった。

1、2年の生徒は教室と体育館に別れていた。強い地震を感じ、まもなく教師の指示でそれぞれ校庭の中央に避難。2～3分後には、全員無事を確認した。周囲には地域の防災無線のサイレンとともに、大きな津波の恐れがあるという放送が鳴り響いていた。校庭では点呼している間も強い揺れが続き、全員しゃがみ、とにかく揺れが収まるのを待った。そのうち、学校近くの住民が次々に校庭へ避難してきた。しばらくして揺れが収まり、教職員が校舎の点検、体育館の点検そして避難した生徒や住民の掌握と3班に分かれ行動しようとした直後、防災無線の音が途中でとぎれ、学校から数百メートルの海岸線には大きなうねりがみえた。大きな津波が襲ってくることを察し、「裏の高台まで避難してください。」という指示をし、みぞれが降る中、急いで動ける者は崖をよじ登り、お年寄りや学校裏から急いで徒歩で高台に避難した。まもなく、大津波が襲来。津波は堤防を乗り越え、海岸線を走る国道や橋、鉄道や駅を一瞬にして破壊し、学校近くの住宅を飲み込んだ。

学校のある場所は、海岸線から数百メートルの距離にあり、海が見える30メートルほどの高台にある。学校裏の高台はさらに20メートルの高台にある。周囲は海拔ほぼ0メートルの平地が広がっており、結局大津波は高台にある幼稚園と小学校、そして中学校を除くほぼすべての建物を飲み込んだ。それを、高台に避難した約400人の住民と教職員、そして園児、児童生徒のほとんどが目撃した。結局、大津波は校庭の2～3メートル下まできており、あとわずかですぐ浸水する規模であった。周囲が壊滅状態になり、恐怖と寒さで震える人、家族の安否を心配し泣き出す人などパニック状態の中、教職員の間では、少し前に下校した3年生が心配されたが、大津波の直後に為すすべは何もなかった。

大津波が襲った後、小中の校長、教頭で相談し、教職員に生徒を使って各地区ごとに住民を集めるよう指示した。生徒は、「〇〇地区の皆さんはこちらへ集まってください。」と大きな声で住民に呼びかけた。他方、雪が強くなってきた中で住民をこのままにしておくことは危険と考え、体育館の安全確認後、住民を体育館に移動するよう指示した。避難所となった体育館には、かろうじて津波を免れ、ずぶぬれの状態の人やケガを負っている人、意識がもうろうとして担がれている人など野戦状態のようであった。

結局、体育館に避難してきた数は約500人。周囲は壊滅状態になり、他地域とは遮断され、孤立状態となった。そこから、飲まず食わずの体育館での数日間が続くことになった。

今回のような大きな地震と津波がほぼ同時に発生した場合、特に海岸部にある学校は、用意されたマニュアルはまったく機能しない。緊急時に、「命を守る」ために最低限どのように行動すべきかを時系列的にイメージしておくことが肝要であることを学んだ。

(前任校気仙沼市立小泉中学校)

(1) 地震の場合

- ① 地震発生直後、強い揺れの場合は、とにかく身の安全を守ることである。今回のように生徒が学校にいる場合は、一般教室、理科室、廊下、体育館、図書室、下駄箱などある玄関付近、校庭など場所に応じた対応が必要となる。

**〈大きな地震直後〉**

- 机の下にもぐる。
  - 出口を確保する。
  - ガラスの多い場所から遠ざかる。
  - 図書室や理科室、下駄箱など倒れるものがある場所から遠ざかる。
  - 体育館は、落下物に気をつけ、外に出る。
  - 校庭は、できるだけ校舎から離れ、中央に逃げる。
- ② 大きな揺れがおさまってから周囲の状況を確認する。
- その場合、次の点に留意する。
- 転倒、倒壊物の下敷きや落下物による負傷者の有無を確認する。
  - 出火の有無を確認する。
  - 火の始末を行う。
  - 津波警報などの情報の収集する。

**〈負傷者がいる場合〉**

- 負傷者の応急手当を優先する。
- 緊急の場合は心肺蘇生（AED）を施す。
- 可能であれば救急への連絡等、負傷者を搬送する手立てを講じる。

**〈出火に対しては〉**

- 初期消火活動を行う。
- 消防への連絡を行う。

いずれの場合も、伝令などを走らせ、応援を要請したり、担架など必要な物品を準備したりする。また、負傷者、消火の必要がない場合は、児童生徒の混乱の鎮静と秩序の維持に努める。

- ③ 余震が続いている間は、児童生徒の掌握に努めると同時に、災害対策本部設置の準備を行う。

- 児童生徒の集合、点呼による安否確認と状況の把握を行う。
- 児童生徒の精神的なケアにあたる。
- 災害対策本部設置の準備
  - ・ 可能な範囲での校舎等内外の安全点検を行う。
  - ・ 通信手段機能を確認する。
  - ・ 学校等近隣の状況を把握する。
  - ・ 関係機関等からの情報を収集する。

- ④ 余震がおさまり、ある程度落ち着ける状況になったら災害対策本部を設置する。
- 災害対策本部設置し、当面の対応について協議、決定する。
- ・ 児童生徒の掌握（ケガ、精神的ショック、帰宅困難な児童生徒の確認等）
  - ・ 児童生徒の下校に関する交通機関や道路状況等の確認
  - ・ 校舎等の安全点検と立入禁止区域の設定
  - ・ 情報資材（メガホン、ハンドマイク、トランシーバー、携帯電話等）
  - ・ 学校等近隣の状況把握
  - ・ 関係機関との連絡
  - ・ 避難所開設の準備
  - ・ 連絡窓口の一本化

## （２）津波の場合

- ① 地震発生直後 身の安全を守る
- ② 大きな揺れがおさまってから 周囲の状況を確認する \*ここまでは（１）を参照
- ③ 津波の被害が予想される場合は、すばやく高台等に避難 するよう指示する。  
津波情報は、地震発生後２～３分後で発表される場合が多い。発表された情報入手できる状況の場合は、情報を正確に判断し、すばやく避難するなどの行動をとる。  
ただし、状況によっては情報を待つことなく、急いで高台や建物の最上階に避難するなどの行動をとる。
- ※ 津波予報は、予報区ごとに津波の高さにより発表される。その種類は、「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」がある。
- ※ あらかじめ学校近隣の高台等を避難場所としておくことが必要となる。
- ④ 高台や最上階に避難後は、（１）－②以降に基づいて行動する。

## （３）風水害の場合

突然の雷雨や突風、ゲリラ豪雨などの風水害への緊急対応としては、とにかく安全な場所に避難させることである。これらの災害は、突然発生し、しかも大きな被害をもたらす。

大地震の発生と同様、日頃からの準備が何よりも肝要である。

岩沼西中では、３月の東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時の緊急時の対応について見直しを図った。その中で、大地震などの緊急災害時の学校としての基本的な対応について、事前に保護者に示し、連携を図ることとした。

（P24「大地震などの緊急時における基本的な対応について」参照）

## （４）有効な通信・連絡手段

- ① 防災無線
- ② テレビ・ラジオ（FMいわぬま）・インターネット
- ③ 固定電話・携帯電話（ツイッター）
- ④ 固定電話の災害時優先電話・携帯電話の災害用伝言板
- ⑤ 緊急メールシステム

- ※ 最悪の場合、上記の連絡手段がいずれも使用できなくなることも考えられる。  
特にすぐに停電となった場合、電源が必要な手段はすべて使用できなくなる。  
その場合、外からの情報の入手については、携帯電話によるインターネットが  
津波発生後、数十分は有効であった。

(5) 緊急時の広報内容（保護者等）

- ① 緊急時には（３）－②③④のいずれか可能な手段で、保護者等に次の内容について  
広報する必要がある。
- いつ、どこで、何が発生したか
  - 現在の状況について
  - 当面の対応について
- ② 広報にあたっては下記の点に留意する。
- できるだけ多くの具体的な状況を把握する。
  - 情報の一元化を図る。
  - 外部からの問い合わせ窓口を一本化する。

(6) 緊急時の関係機関連絡先

- 自治体
- 警察
- 消防
- 医療機関やライフライン関係

\*付記

前任校では、大地震のあと大津波が襲い、高台にある学校だけを残し、周囲はすべて津波の被害を受け、橋や鉄道、住宅はすべて流されてしまった。学校を目指して避難してきた住民と教職員、そして生徒による総勢約500名が体育館に避難し、その日から数十日間避難所生活を送ることになった。道路は寸断され、周囲から孤立した状態となった。避難してきた方々は、ケガを負っている人、家族と連絡がとれず不安がる人、あまりの被害に啞然とし、氣力を失ってしまった人などさまざまであった。そんな中で、避難所となった体育館での初期の対応してどのような業務が考えられるのか、以下にまとめてみた。  
(前任校気仙沼市立小泉中学校)

避難所の初期の対応としては、大きく3点考えられる。安全を第一に考え、動ける避難者の協力を得ながら行うことが必要である。避難者も何かすることがあれと落ち着くことができ、またやれる範囲も広がることになる。

1. 施設の安全確認

学校の体育館が避難所になった場合は、施設・設備に詳しい教職員で分担して、施設内の安全を確認して開放する。

施設を開放した直後は、施設が安全であることを、全避難者に速やかに連絡し、不安を軽減する。

## 2. 避難所施設の開放にあたって

- 内部の点検を行い、必要に応じて立入禁止区域を設定する。
- 可能であれば、電源を確保する。
- ブルーシート、椅子、畳、座布団などがあれば準備し、避難者がある程度まとまって休めるよう場の設定を行う。
- 受付を設置し、氏名を記入する用紙と筆記用具を準備する。
- 時系列で記録をとっていく。

## 3. 避難者の受入れにあたって

- 受付で、避難者名簿に記載してもらう。
  - ※ 受付名簿に記入してもらう場合は、「自分の氏名」「住所」と同居の家族の氏名、その家族と現在一緒に避難しているのか、別なのかを記録していくと、後で確認する上で役立つ。
  - ※ 一度に多くの避難者がいる場合は、始めに人数のみを把握し、落ち着いてから名簿への記載をお願いする。
  - ※ 高齢者、障害者、乳幼児については、要援助者として印をつけ、わかるようにしておく。
- 自治会などの組織の長がいれば、協力を依頼する。
- 避難者の受入れがある程度落ち着いたら、下記のような内容で避難者に情報を流し、協力を得るようにする。

1. 避難者数
2. 災害時要援助者の数と協力依頼
3. 負傷や体調不良の方の把握への協力依頼
4. その時のわかる範囲での状況

- 避難者受入れ後は、できるだけ速やかに対策本部を設置し、組織で対応する。
- 得られた情報は、その都度避難者へ伝達するようにする。
- あらゆる手段を使って、可能な限り関係機関と連絡をとり、情報のやりとりを行う。